

CULTURE & ARTS BULLETIN

な規制がかかるか、把握することが重要といえます。また、修正案では、LLM（大量言語モデル）などのファウンデーションモデルの提供者の義務も追加されました⁴。

各カテゴリーの要件及び規制内容、並びにファウンデーションモデルの規制内容については、次号で詳しく説明します。

なお、①「許容できないリスク」のある AI の禁止（本規則案 5 条）に違反した場合には、最大 4,000 万ユーロまたは全世界売上高の 7% の高い方⁵、②「ハイリスク」のある AI の要求事項（本規則案 10 条及び 13 条）に違反した場合には、最大 2,000 万ユーロまたは全世界売上高の 4% の高い方⁶、③それ以外の要件・義務に違反した場合には、最大 1,000 万ユーロまたは全世界売上高の 2% の高い方⁷が、罰則として課される可能性があり、非常に高い水準の罰則となっていることに留意が必要です。

Ⅲ. イノベーション支援 -サンドボックス制度の採用-

本規則案では、禁止事項や要求事項による規制だけでなく、安全に AI の開発・活用を活性化させるための環境を提供するイノベーション支援の観点も含まれている点が注目されます。

イノベーション支援の柱としては、サンドボックス制度の採用が挙げられます。本規則案におけるサンドボックス（regulatory sandbox）とは、革新的な AI システムが市場に置かれる前に、限定的な期間、公的機関が提供する、開発・試験・検証を促進するための制御された環境をいい⁸、加盟国には、国家レベルで少なくとも 1 つのサンドボックスを設置する義務が課されています⁹。

また、公益性の高い一定の領域においては、一定の条件の下、他の目的で収集された個人データを、サンドボックス内の特定の AI システムの開発・検証の目的で利用することが認められています¹⁰。そのほか、スタートアップや小規模提供者にサンドボックス環境への優先的アクセスを付与する規定なども盛り込まれています¹¹。

Ⅳ. 適用範囲 -域外への適用-

本規則案は、EU 圏を対象に市場に投入される AI とのその提供者、展開者に適用されます。また、本規則案は域外適用され、加盟国以外に拠点を置き、又は所在する AI システムの提供者、展開者であっても、AI のアウトプットが EU 域内で利用される場合には、それらの者にも本規則案が適用されることとなります¹²。例えば、EU 域内の事業者が、EU 域外の AI 事業者と契約をして AI システムのアウトプットを提供させる場合であって、そのアウトプットが EU 域内の自然人に影響する場合にも本

⁴ AIA, Article 28b.

⁵ AIA, Article 71, paragraph 3.

⁶ AIA, Article 71, paragraph 3a.

⁷ AIA, Article 71, paragraph 4.

⁸ AIA, Article 3, paragraph 1(44g).

⁹ AIA, Article 53, paragraph 1.

¹⁰ AIA, Article 54, paragraph 1.

¹¹ AIA, Article 55, paragraph 1(a).

¹² AIA, Article 2, paragraph 1(c).

CULTURE & ARTS BULLETIN

規則案は適用されます¹³。すなわち、日本企業であっても、EU 域内の者をターゲットに AI システム・サービスを提供する場合には、本規則案の適用対象となります。

このように、本規則案が域外適用されることも踏まえると、日本企業も含めて AI 事業分野における実務に大きな影響を与えることが予想されます。本規則案の施行は、2024 年以降となる見込みですが、早い段階から自社ガバナンスの見直し等、必要な対応・対策を検討することが肝要と思われます。

(佐藤 真澄)

2. トランスジェンダーのトイレ使用制限に最高裁が違法判断

2023 年 7 月 11 日、最高裁判所は、経済産業省に勤めるトランスジェンダーのトイレの使用制限を認めた人事院の判定について、違法とする判決を言い渡しました。

原告となった職員は、戸籍上は男性であるものの、女性ホルモンの投与等により女性として認識される度合いが高いことが窺われ、名前も女性に一般的なものに変更された MtF (Male to Female) のトランスジェンダーです。この職員には、執務室があるフロアから 2 階以上離れた女性トイレを使用しなければならないという制限が課せられており、人事院に処遇の改善を求めたものの退けられたため、本訴訟の提起に至りました。

最高裁は、まず、当該職員が受けている不利益について、「自認する性別と異なる男性用のトイレを使用するか、本件執務階から離れた階の女性トイレ等を使用せざるを得ないのであり、日常的に相応の不利益を受けている」と指摘しました。その上で、個別の事情として、①当該職員は女性ホルモンの投与を受けており、性暴力の可能性は低い旨の医師の診断を受けていたこと、②当該職員が他の階の女性トイレを使用するようになったことでトラブルが生じたことはないこと、③当該職員が女性トイレを使用することについて明確に異を唱える職員はいなかったこと、④他の職員に事情を説明してから約 4 年 10 か月の間に処遇の見直しがなかったことなどを考慮し、人事院の判断は、「他の職員に対する配慮を過度に重視し、上告人（当該職員）の不利益を不当に軽視するものであって、…著しく妥当性を欠いたものといわざるを得ない」として、裁判官 5 人全員一致で違法と結論付けました。

また、本判決においては、裁判官 5 人全員がそれぞれ補足意見を述べています。

宇賀裁判官は、経済産業省は、原告の性自認に基づいて社会生活を送る利益に配慮するとともに、同僚の職員の心情にも配慮する必要があり、同僚の女性職員が同じ女性トイレを使用することに対して抱く可能性があり得る違和感・羞恥心等は、トランスジェンダーに対する理解が必ずしも十分でないことによるところが少なくないと思われるので、研修等により相当程度払拭できると述べました。そうであるにもかかわらず、経済産業省は研修等を行ってこなかったと同裁判官は指摘し、「多様性を尊

¹³ 三部裕幸「EU の規則案の概要——欧米のその他の動きや日本への示唆とともに」([000842190.pdf](https://www.soumu.go.jp/000842190.pdf)) 8 頁

CULTURE & ARTS BULLETIN

重なる共生社会の実現に向けて職場環境を改善する取組が十分になされてきたとはいえない」と述べました。

長嶺裁判官は、他の階の女性トイレの使用を認めた処遇は、急な状況の変化に伴う混乱等为了避免するためのいわば激変緩和措置とみることができ、当時は一定の合理性があったものの、その後も制約を課すことが正当化できるのかを検討し、必要に応じて見直しをすべき責務があったとしました。さらに、自認する性別に即して社会生活を送ることは誰にとっても重要な利益であり、取り分けトランスジェンダーである者にとっては、切実な利益であり、法的に保護されるべきであると言及しました。

渡邊裁判官と林裁判官は、トイレの利用に関する利益衡量・利害調整においては、長年にわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がなされてきたことやそのような区別を前提としてトイレを利用してきた職員に対する配慮は不可欠であり、また、性的マイノリティである職員に係る個々の事情や、不審者の排除など施設の状況等に応じて変わり得るものであるとして、個々の事例に応じて判断していくことが必要であると指摘しました。その上で、可能な限り両者の共棲を目指して、職員に対しても性的マイノリティの法益の尊重に理解を求める方向での対応と教育等を通じたそのプロセスを履践していくことを強く期待したいと述べました。

今崎裁判長は、職場の理解を得るには、当事者のプライバシーの保護と関係者への情報提供の必要性との慎重な較量が求められ、事案によって難しい判断を求められるため、一律の解決策になじむものではないとした上で、現時点では、トランスジェンダー本人の要望・意向と他の職員の意見・反応の双方をよく聴取した上で、職場の環境維持、安全管理の観点等から最適な解決策を探っていくほかないと述べました。そして、「多くの人々の理解抜きには落ち着いた良い解決は望めないのであり、社会全体で議論され、コンセンサスが形成されていくことが望まれる」とまとめています。

本判決は、経済産業省以外の公的機関や民間企業にも影響を与えることが予想されます。ただし、本判決は利用者がある程度限定された職場のトイレに関する判断である点に留意する必要があります。今崎裁判長も補足意見の中で、「本判決は、トイレを含め、不特定又は多数の人々の使用が想定されている公共施設の使用の在り方について触れるものではない。この問題は、機会を改めて議論されるべきである。」と述べており、公衆トイレなどの使用について争われた場合には、異なる判断が示される可能性もあります。

とはいえ、トランスジェンダーのトイレ使用をめぐるのは、抽象的な不安感により議論が進んでしまう部分も拭えません。今回、最高裁が具体的な事情をもとに利害を調整する必要があることを明確に示したことは大変意義深いといえます。

LGBTQ に関する問題については、全ての人に対して一律に適用できる解決策は存在しません。一度示された判断がどのケースにおいても正しいものではないことを改めて認識した上で、状況に応じて柔軟に対応していくことが大切であると考えます。

(野々口 華子)

CULTURE & ARTS BULLETIN

3. USJ チケットのキャンセル不可・転売禁止条項の差止請求を棄却

ユニバーサル・スタジオ・ジャパン（以下「USJ」といいます。）が同社のWEB チケットストア利用規約（以下「本件規約」といいます。）において、購入したチケットのキャンセル及び転売を一切認めないことは、消費者契約法（以下「法」といいます。）に違反し無効であると主張して、消費者団体である消費者支援機構関西（以下「KC's」といいます。）が本件規約の一部差止めを求めていた訴訟において、令和 5 年 7 月 21 日、大阪地方裁判所は本件規約は消費者契約法に反しないとして、KC's の請求を全面的に棄却する旨の判決を下しました。

本件規約のうち、本訴訟において差止対象とされた条項は下記のとおりです。

I 本件規約第 8 条第 1 項（以下「キャンセル不可条項」といいます。）

「チケットの種別、理由の如何にかかわらず、購入後のキャンセルは一切できません。但し、法令上の解除または無効事由等がお客様に認められる場合はこの限りではありません。」

II 本件規約第 3 条第 1 項（以下「転売禁止条項」といいます。）

「お客様が、第三者にチケットを転売したり、転売のために第三者に提供することは、営利目的の有無にかかわらず、すべて禁止します。」

KC's は、訴状において、キャンセル不可条項については、民法の規定に比して消費者の契約解除権を制限するものであり、転売禁止条項については、一般法理からは不要とされる契約の相手方（USJ）の同意がなければ転売を禁止するものであるため、法令の適当による場合に比して消費者の権利を制限する条項であることを主張していました。さらに、本件各条項を設けた目的が、キャンセルが生じることによる USJ の利益減少を防止する点、転売目的でのチケットの買い占めを防止する点にあるとしても、当該目的を達成するために消費者の権利に対する制限がより緩やかな方法を容易に用いることが出来るのであるから、本件各条項は信義誠実の原則に反し、一方的に消費者の利益を害するものであるとして、主に法 10 条の不当条項に当たり、無効であると訴えていました¹⁴。

報道¹⁵によれば、上記 KC's の主張に対して、裁判所は、本件各条項について、「最終的なチケット購入に至るまで、入場日などの確認を顧客にうながすなど誤購入への注意喚起がされているほか、画面上に各条項の内容が繰り返し表示されるなどして、顧客も条項の内容を十分認識した上で購入していると言える」と指摘し、転売禁止条項については、「チケット価格の高額化を防ぐという目的は合理性があり、消費者も利益を得ている」「現時点でもインターネット上で転売チケットが高額で取引さ

¹⁴ 「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン（USJ）に対して、差止請求訴訟を提起しました。」消費者支援機構関西 2019 年 10 月 17 日（http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000957）

¹⁵ 「【速報】「チケットキャンセルできないのは違法」消費者団体 USJ 訴えた裁判 請求棄却」MBS NEWS 2023 年 7 月 21 日（<https://www.mbs.jp/news/kansainews/20230721/GE00051244.shtml>）

CULTURE & ARTS BULLETIN

アートとして、「メタバークン」というデジタル商品を販売したことに対し、エルメスが商標権侵害等を訴えて昨年提起した訴訟において、本年2月にエルメスが勝訴したことは記憶に新しいだろう。なお、エルメスは、同年6月23日に、上記の同年2月の判決後も「メタバークン」の販売を継続するロスチャイルド氏に対し、「メタバークン」の販売活動の永久差止め等を求めてマンハッタン連邦地裁に申立てを行っている。これを受け、同連邦地裁は、ロスチャイルド氏及び関係者に対し、「バーキン」という商標の使用や何らかの形でエルメス及び「バーキン」と関連していると一般大衆に信じ込ませるような行為を永久に禁止する判断を示した（「metabirkins.com」というドメイン名もエルメスに譲渡するよう命令された。）。

この「メタバークン」に関する米国訴訟が有名になり始めた前後から、日本においても、メタバースの再現に関する著作権法等の知的財産法に関する問題のほか、メタバース内の動産にロゴやブランドマークをプリントする行為に関し、特に、商標法の問題（指定商品・指定役務の考え方や商標的使用への該当性等）や不正競争防止法の問題（混同惹起行為、著名表示冒用行為、形態模倣行為等の該当性）に係る議論が活発化したといえる。

具体的には、商標法との関係では、メタバース空間における動産（例えば靴や衣服）を現実空間の動産と同一視し、指定商品を「靴」や「衣服」として商標登録をしている場合でも、当該商標の使用をメタバース内でも禁止することが可能かという点に関し、メタバースで販売されている動産はあくまでバーチャルの動産であり、上記の例では、「靴」や「衣服」という指定商品には該当しないといえることから商標権侵害には該当しないのではないか、という議論も展開された。その結果、商標出願時に、「メタバース」／「仮想空間」／「仮想環境」というキーワードを明示した上で、ダウンロードできるものは9類、ダウンロードできないものは41類を中心として広い範囲で出願を行うケースが増加したといわれる。例えば、アバターが装着する服や靴等については、当該「服」や「靴」が「購入してダウンロードする」ものである場合には9類で保護、「サブスクリプションとして期間限定で使用するもの」であるなら41類で保護するものとして出願が行われた。すなわち、現実空間で「靴」を販売している事業者が、自社商標を用いた「靴」について、現実空間でもメタバースでも保護したいと考えた場合には、25類（履物）と9類（メタバース内で使用する仮想の靴を内容としたダウンロード可能な画像データ）や41類（メタバース内で使用する仮想の靴を内容とした画像データ（ダウンロード不可のもの））にも登録を求めるといった対応がとられるようになった。実際、有名ブランドのナイキは、2021年10月の時点でナイキマークやNIKEという文字商標等について、9類（「仮想商品、すなわち、オンライン上の仮想世界及びオンライン上で使用する履物…を内容とするダウンロード可能なコンピュータプログラム」等）、35類（「仮想商品、すなわち、オンライン上で使用する履物…の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」等）、41類（「仮想空間で使用するダウンロードできない仮想の履物…の提供」等）を指定商品・役務として出願している。

CULTURE & ARTS BULLETIN

また、不正競争防止法との関係では、混同惹起行為について、メタバースにおいて、現実空間と同じ商品等表示をした場合であっても、メタバースで使用する以上、出所を混同することはないとも思われ、また、混同惹起行為や著名表示冒用行為のように、不正競争防止法上の違法性の判断に際し、周知性や著名性が要件とされる場合には、現実空間とメタバースでは需要者層が異なる等の理由で、メタバースにおける周知性や著名性は否定されると思われるという場面もあり、議論が続けられている。

このような議論状況の中、政府による「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」では、2022年11月以降会合が開催された。同会合では、メタバースの世界とそれらを支える技術は、現在、急速な発展の途上にあり、法規制を中心とする従来型のガバナンスでは、イノベーションのスピードに追いつくことが困難となることも想定されることから、メタバースのビジネス等についてもなお流動的な部分が多いことを踏まえれば、法的課題への対応については、当面は、より柔軟なソフト・ローの整備や、ハード・ローの解釈・運用等による対応が望ましい面が多いと考えられると検討しつつ、ソフト・ロー、ハード・ローの双方による対応が検討されていた。そして、ハード・ローによる対応として、2023年6月14日に、不正競争防止法が一部改正され、「他人の商品の形態を模倣した商品を電気通信回線を通じて提供する行為」についても、不正競争として追加され、メタバース等のデジタル空間上の形態模倣行為に対して差止請求権を行使できることとなった。これにより、昨今議論されていた、メタバースにおける形態模倣行為該当性については、法律上の解決がなされたこととなる。

今後、商標法における商標的使用該当性の検討や不正競争防止法における混同惹起行為／著名表示冒用行為に関する検討がどのように発展していくかは日本においても具体的事案における検討を見守ることとなるだろうが、「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」では、ルール整備に向けた今後の方向性について、上記不正競争防止法の改正のほかは、まずは、ガイドライン等として周知を図るべきであり、ソフト・ローの充実が図られるべきとまとめている。

技術変化の速いメタバースで様々生じ得る未知の法律問題にどのように対応していくかは、現時点では生成系AI、また、将来的には未知の技術が現れた際のルールメイキング方法としても参考になるものであり、メタバースについて、現行法下での解釈を踏まえた今後のハード・ロー、ソフト・ローの発展を見守っていききたいものである。

(堀 有光子)

CULTURE & ARTS BULLETIN

【編集後記】

- ◇ 先月号で取り上げた同性婚訴訟に関する判決に続き、本号でも LGBTQ 問題に関連する判例としてトランスジェンダーの方のトイレ使用制限に係る判決をご紹介しました。裁判官の補足意見には各々の考え方が反映されていますが、総じてこの問題への向き合い方として特にバランス感覚が重要であることを見て取ることができます。
- ◇ 欧州議会本議会で採択された「AI 規則案」は、今般仕組みづくりが急務とされている生成 AI サービスについて、他国に先駆けて生成 AI に対する規制を打ち出している点で注目されます。引き続き次号でも後編を掲載する予定です。ニュースレターでは、これまでも AI やメタバース等の先端テクノロジーに関する仕組みづくりに関する各国の動向についてご紹介してきましたが、今後もこれら技術の進展の早い分野について最新ニュースをお届けできるようにしていきます。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等を待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当 : [小田 大輔](#)、[瀧山 侑莉花](#))